

審 査 基 準

令和 7 年 1 1 月 2 8 日作成

法 令 名	風俗営業等適正化法
根 拠 条 項	第 3 1 条の 2 3 において準用する第 7 条の 3 第 1 項
処 分 の 概 要	特定遊興飲食店営業者たる法人の分割の承認
原 権 者 (委 任 先)	埼玉県公安委員会
法 令 の 定 め	法第 3 1 条の 2 3 において準用する第 7 条の 3 第 2 項において準用する第 4 条第 1 項（承認の基準） 規則第 1 条（分割承認申請書の提出）、第 6 条（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為）、第 7 4 条の 2 において準用する第 6 条の 2（心身の故障により特定遊興飲食店営業の業務を適正に実施することができない者）、第 6 条の 3（許可を受けようとする者と密接な関係を有する法人）、第 8 3 条において準用する第 1 5 条（特定遊興飲食店営業者たる法人の分割の承認の申請）
審 査 基 準	別紙のとおり
標 準 処 理 基 準	3 5 日間
申 請 先	申請に係る営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課
問 い 合 わ せ 先	申請に係る警察署の生活安全課
備 考	法令の規程の解釈については、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等の解釈運用基準」（令和 7 年 1 1 月 2 8 日 警察庁生活安全局）第 1 5 及び第 2 5 を参照すること。

審査基準：

法第３１条の２３において準用する法第７条の３第２項において準用する法第４条第１項各号に該当しないなど、法を遵守し、適正な営業を期待できるときに許可する。

(1) 法第３１条の２３において準用する法第７条の３第２項において準用する法第４条第１項第３号

法第３１条の２３において準用する法第７条の３第２項において準用する法第４条第１項第３号に該当する者は、犯歴及びその内容、暴力団等との関係等から判断して集団的に、又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがあると認められる者であり、例えば次のような者が該当する。

- ① 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員（以下単に「暴力団員」という。）
- ② 暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者
- ③ 暴力団以外の犯罪的組織の構成員で、当該組織の他の構成員の検挙状況等（犯罪率、反復性等）から見た当該組織の性格により、強いぐ犯性が認められる者
- ④ 過去１０年間に暴力的不法行為等（規則第６条）を行ったことがあり、その動機、背景、手段、日常の素行等から見て強いぐ犯性が認められる者

(2) 法第３１条の２３において準用する法第７条の３第２項において準用する法第４条第１項第７号

法第３１条の２３において準用する法第７条の３第２項において準用する法第４条第１項第７号イからハまでに規定する、風俗営業の許可を受けようとする者と密接な関係を有する法人として、規則第６条の３で規定された者は以下のとおりである。

ア 法第３１条の２３において準用する法第７条の３第２項において準用する法第４条第１項第７号イの国家公安委員会規則で定める者（規則第６条の３第１項）

- ① 申請者が株式会社である場合はその議決権の過半数を所有している者
- ② 申請者が持分会社である場合はその資本金の二分の一を超える額を出資している者
- ③ 出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより、当該申請者の事業の方針の決定に関して、前記①②に掲げる者と同等以上の支配的な影響力を有すると認められる者

イ 法第３１条の２３において準用する法第７条の３第２項において準用する法第４条第１項第７号ロの国家公安委員会規則で定める者（規則第６条の３第２項）

- ① 親会社等がその議決権の過半数を所有している株式会社
- ② 親会社等がその資本金の二分の一を超える額を出資している持分会社
- ③ 出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより、その事業の方針の決定に関する親会社等の支配的な影響力が前記①②に掲げる者と同等以上と認められる者

ウ 法第３１条の２３において準用する法第７条の３第２項において準用する法第４条

第1項第7号ハの国家公安委員会規則で定める者（規則第6条の3第3項）

- ① 申請者が議決権の過半数を所有している株式会社
- ② 申請者が資本金の二分の一を超える額を出資している持分会社
- ③ 出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより、その事業の方針の決定に関する当該申請者の支配的な影響力が前記①②に掲げる者と同
等以上と認められる者

(3) 法第31条の23において準用する法第7条の3第2項において準用する法第4条
第1項第13号

法第31条の23において準用する法第7条の3第2項において準用する法第4条
第1項第13号の該当の有無の判断に当たっては、申請者の事業活動と同項第3号に該
当する者との関わり方を個別具体的に検証することとなるが、本号の「支配的な影響力」
を有する者の範囲は、一般に、同項第6号の「支配力」を有する者よりも広いと解され、
例えば、申請者たる法人に関していかなる役職も有していない者であっても該当し得
る。

また、法第31条の23において準用する法第7条の3第2項において準用する法第
4条第1項第13号中「その他の関係」には、親族関係、人的資本関係、株式所有関係
等が含まれる。